

自家用車活用事業許可事業者（千葉県 京葉交通圏）令和8年9月30日現在

※京葉交通圏・・・市川市、船橋市、習志野市、鎌ヶ谷市、八千代市及び
浦安市

NO	許可年月日	会社名	営業所名
1	令和8年9月6日	ヒノデ第一交通 株式会社	市川
2	令和8年9月6日	ミツ矢エミタスタクシー 株式会社	八千代、船橋、習志野、浦安
3	令和8年9月6日	協進交通 有限会社	本社
4	令和8年9月11日	ハト交通 株式会社	本社
5	令和8年9月11日	エミタスタクシーアスカ 株式会社	本社
6	令和8年9月24日	有限会社 武藤自動車	本社
7	令和8年9月25日	東洋タクシー 有限会社	本社
8	令和7年7月30日	京成タクシーセントラル 株式会社	船橋
9	令和8年9月4日	エムティ 有限会社 イースタン	本社